

令和4年 5月12日

第38回

加茂市都市計画審議会議事録

(要約版)

建設課

第38回 加茂市都市計画審議会議事録

日時 令和4年 5月12日 午後2時00分

場所 加茂市役所 5階 全員協議会室

議 題

第1号議案

加茂都市計画地区計画の変更について（加茂市決定）

出席した委員

1号委員 山 川 雅 己 渡 邊 彩 外 石 栄 子

2号委員 高 橋 徹 麩 澤 正 敏 永 井 尚 文
(代理出席)

3号委員 加 藤 は と 子 中 山 勇 市 川 裕 田 辺 良 夫
坂 上 菊 子 乙 川 智 子

4号委員 滝 沢 茂 秋 森 山 一 理

説明に出席した者

副 市 長 五十嵐 裕 幸
建 設 課 長 宮 澤 康 夫
建 設 課 課 長 補 佐 塩 野 高 之
建 設 課 課 長 補 佐 樋 口 和 徳
建 設 課 都 市 計 画 係 長 小 野 慎 太 郎
総 務 課 長 明 田 川 太 門
財 政 課 長 車 谷 憲 繁
農 林 課 長 大 竹 久 範
商 工 観 光 課 長 吉 田 裕 之
上 下 水 道 課 長 佐 藤 正 直

○記録者

建 設 課 主 査 和 田 丈 裕

第 38 回加茂市都市計画審議会 発言内容（要約）

○建設課長

これより、第 38 回加茂市都市計画審議会を開催いたします。

私は加茂市建設課長の宮澤と申します。

よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、新たに委員委嘱を行ってから、最初の審議会ですので、会長、副会長が選任されるまでの間は、会議の進行を事務局が進めさせていただきたいと思っております。

本日の委員の出席の状況ですが、現在、委員総数 18 名中、出席委員は 13 名で過半数以上の出席です。（のちに 1 名遅れて出席、合計 14 名）

よって審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

なお市長は、ご家族に新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たため、自宅待機となっておりますので、本日は欠席となります。

つきましては、副市長が代理を務めますので、ご承知おきください。

では、次第に沿って進めて参ります。

次第の 2、副市長挨拶です。

五十嵐副市長よりご挨拶を申し上げます。

○副市長

皆さんこんにちは。

今日は大変お忙しい中、どうもありがとうございます。

また、日頃より市政にご理解とご協力を賜っておりますことをこの場を借りて、御礼申し上げるところでございます。

今日の都市計画審議会ですが、そもそもこの審議会というのは、都市計画法に定められているものでして、都市計画を決定するに当たり、市長の諮問に応じて、調査審議するという機関でございます。皆様方のお力をお借りしたいというものでございます。

今日の審議会の中身でございますけれども、地区計画というものが加茂市にはございまして、一般的な都市計画法、建築基準法に従ったものよりもさらに個性的に個々の、地区用途に応じた都市計画づくりをするということから、定めたものでございます。

それはかつて、加茂市におきましては平成 10 年に都市計画法等の法改正によりまして、これまでの用途区分が細かくなったのですけれども、それを従前の区分に合わせるような形で、見直しをしたという経緯がございました。

またその後、平成 21 年ですけれども、これが今回の審議の議案になるわけですが、加茂市におきまして、市内の 9 地区を定め、その地区内で 500 平米以上の商業施設を規制する、出店を規制する或いは既存の商店の増築を規制するという、出店を希望する人にとってみれば、ある意味厳しい内容の規制を定めました。

それは、既存の商店街を守るという意味では、一定の効果があったわけでございますけれども、その一方で、新たに加茂市に進出しようとする企業が、なかなか進出できない、そういう商業店舗が 500 平米という一つの規制のため、なかなかそれがかなわないということになりました。

加えて、そういうことになると、雇用の場というのがなかなか生まれてこなくなる。

市にとりましても、固定資産税の税収が上がらないとか、また加茂市内に土地を持っておられる方は、そういう話が外からきてもなかなか貸す、或いは売るといった権利が制限されてしまうという、マイナスの面もございました。

また消費者ニーズみたいなものを考えますと、加茂市の市民が、結局その後、買い物をどこでしているかというような話となると、今回総合計画を昨年 10 月に作ったわけですが、その中のアンケー

トにおきましても、特に子育て世代中心に若い方たちは、結局市外に、ニーズに合ったものを買って出ている。

具体的に言えば、例えばの話ユニクロであるとか、或いはスターバックスに行くとかですね。それに代わるようなものは加茂市内もあるわけですが、そういう一つのブランドを求めていくという現実を否めないものがございました。

それらを考えますと、ある程度規制を緩和していく必要があるのではないかと、というような結論に至りまして、ただ、すぐに廃止とか緩和とかっていうことをできないものですから、商店街の皆様方、或いはその商工関係者の方々と話し合いをしたり、その後また意見交換会等の機会を持ちまして、様々なご意見をお聞きしました。

賛否両論いろいろある中でございますけれども、加茂市の総合計画の中で謳われている魅力あるまちづくりですとか、或いは商工業の振興、中心市街地の活性化といった、今後の加茂市のあり方等を考えると、やはり人の流れを作っていかなければいけないのではないかと結論になったわけでございます。

規制をするだけから、緩和もして、その中で人の流れを加茂市に呼び込んで、旧商店街といいますか、中心市街地にもその人を呼び込むような施策を十分考えていかなければいけないなというふうに考えているところでございます。

何よりも起業しようという事業者の方々が、加茂市に対して起業を認めないような閉鎖的なイメージを持たれているというのが一番ネックでございまして、それらを払拭していかなければいけないのではないかとこのように考えたわけでございます。

そういうわけでございますが、本日の議題は、500平米以上の商業店舗の規制を撤廃するというのではなくて、段階的になります、緩和しまして、3000平米以下まで認めましょう、というような内容となっております。

皆様には大変ご面倒おかけしますが、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○建設課長

ありがとうございました。

それでは今後の進行については、着座にて進めさせていただきます。

次に次第の3委員紹介です。

委員の皆様と当局のご紹介をさせていただきます。

～委員・当局紹介～

○建設課長

以上でご紹介を終わります。

なお本日の会議は、会議の公正を期すため、非公開といたしたいと思います。

ただし、議案の説明に入るまでは、報道関係者による写真撮影を許可したいと存じます。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○建設課長

ありがとうございます。では、本日の会議においては、議事に至るまでは報道関係者による撮影を許可いたします。

次に、次第の4、加茂市都市計画審議会会長副会長の選任についてです。

お手元の加茂市都市計画審議会条例第3条をご覧ください。

第3条をちょっと読み上げさせていただきます。

審議会は会長及び副会長各1人をおき、これは第1号委員の学識経験者の中から互選するとなって

おります。

会長及び副会長の選任について、ご意見、推薦等ありますでしょうか。
なお、事務局案を事前に検討してあることを申し添えます。

(事務局案)

○建設課長

事務局案との声上がりしましたので、事務局から発表いたします。

事務局で事前に検討とさせていただいたところ、会長には山川雅己委員を、副会長には外石栄子委員にお願いしたいと考えております。

この事務局案について、ご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

○建設課長

ではお諮りいたします。

加茂市都市計画審議会の会長には山川雅己委員に、副会長には外石栄子委員にお願いすることで異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○建設課長

ありがとうございました。

それでは、会長、前の席にお付きください。

まず、会長の山川雅己委員より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長（教育長）

会長に選任いただきました教育委員会教育長山川雅己でございます。

ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○建設課長

ありがとうございました。

続いて、副会長の外石栄子委員より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副会長（連合婦人会会長）

ただいま、副会長ということで仰せつかりました外石栄子です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長

ありがとうございました。

次に、次第の5、付議書の提出です。

副市長及び会長は、所定の位置へお願いいたします。

○副市長

それでは読み上げさせていただきます。

日付は本日付でございます。

加茂市都市計画審議会会長山川雅己様。加茂市長藤田明美。

代読させていただきますが、加茂都市計画地区計画の変更について付議都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の案件を付議します。

付議する案件といたしましては、第1号議案、皆様のお手元の第1号議案の加茂都市計画、地区計画の変更についてでございます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○建設課長

ありがとうございました。

それでは、審議会条例第3条第2項の規定により、会長は会務を掌理するとされておりますので、これからの議事進行は山川会長に議長をお願いしたいと思います。

山川会長よろしくお願いします。

○会長

皆様よろしくお申し上げます。

着座にて審議を進行させていただきますので、お許し願いたいと思います。

それではただいまから6の議事に入ります。

最初に会議の正確を期すため、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議会録署名委員には、永井尚文様、中山勇様をご指名いたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

異議なしという声がありましたので、永井様、中山様に、後日事務局による議事録作成後に署名を頂戴することといたします。

よろしくお申し上げます。

次に本日は久しぶりの審議会の開催となります。

事務局から加茂市の都市計画について、若干の説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお申し上げます。

～事務局から都市計画について説明～

○会長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

ご質問ございますでしょうか。

(質問なし)

○会長

しばらくにしてないようでございますので、加茂市の都市計画についての説明は終わります。

ここで報道関係者の皆様、退場の方お願いをしたいと思いますのでよろしくお申し上げます。

それでは、続きまして議案の審議に入ります。

第1号議案、都市計画地区計画の変更についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○都市計画係長

はい。

それでは、よろしく願いいたします。

第1号議案をご説明させていただきます。

第1号議案資料①、②を一緒に見ていただければというふうに思います。

まずは、第1号議案資料①②ともに、1ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、①、記載の9地区は、議案の地区計画を変更する地区になります。

資料②の赤枠で囲まれた箇所が、その該当地区になります。

加茂市では、平成21年7月に、条例でこの9地区を指定しまして、床面積500平米を超える店舗等の新たな出店、増築や、15平米を超える畜舎の制限をしてきました。

これは一方で新たな雇用の場は、土地の利活用を制限するものとなり、市民の消費ニーズとの隔たりを広げるものでもありました。

昨年およそ四半世紀ぶりに総合計画を策定し、魅力あるまちづくりの基本方針である、人が集い、にぎわいと活力あふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまちを目標に歩き出しました。

このたびの地区計画の変更は、地域特性を生かした土地利用の促進を図り、地域に人の流れを呼び込むため、これまでの500平米を超える店舗等の床面積規制を、3000平米以下のものまでに、規制を緩和したいというものになります。

～以下、各9地区の場所に関する説明～

○都市計画係長

ご覧の通り今回の9地区に関しまして、本来建築基準法では認められている店舗等の床面積の制限を、今までであれば、地区計画で規制してきました。

それを今回緩和したいというものになります。

なお、この度、加茂都市計画地区計画の変更内容につきましては、令和4年4月1日の広報かもお知らせ版と一緒に建築物の用途制限の緩和の案を全戸配布させていただきました。

それとともに令和4年4月11日から28日までその案に関する関係図書を縦覧させていただきました。

その中で意見等を求めてきたわけでありますが、特にはございませんでした。

以上で説明を終わります。

○会長

事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見、取りまとめそれぞれ合わせまして、お願いしたいと思います。挙手をお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

○委員

意見を募集したと言うけども、その前に請願が出ていたのだから、今その説明の中でそれを何で言わないのか。

この計画に対して、継続審議になっているはず。

○建設課長

今回の地区計画の変更について、12月議会において請願が出されております。

12月議会においては、継続審議ということで、継続審議となったわけですが、そのまま、3月議会においても、継続審議ということになっております。

○委員

意見を求める以前に請願があったことを皆さんにお知らせしないといけないのではないかと。

○副市長

確におっしゃる通りだと思います。

例えば議会だより等を通じまして、請願が出され、そしてそれが継続審議になっているということは、広くお知らせはしているわけですが、確かにご指摘の通り、この都市計画審議会という場で、そういう経緯をやはりご説明するべきだったと思います。

改めましてその辺のところ申し訳ございませんでしたが、今ほど課長が申しあげました通り12月議会におきまして、市内の商店街の皆さん方から、この緩和をやめ、又は廃止することをやめるように求める請願が挙がっていることをご報告いたします。

○委員

商店街だけじゃなく、組合からも出た。

○副市長

そういう請願が出まして、それは議会の方で慎重に審議されました。

その結果、ちょっと結論は出ませんで、継続審議という形でもって、3月議会に引き継がれ、その3月議会の中でも、再度、審議されましたけれども、結論が出ないまま未だ継続という状態になってございます。

そのことを、皆様方に申しあげるのを、失念しておりました。

この場を借りて、再度そういう事実がございましたことをお伝えしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○会長

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員

説明の中で、用途制限の緩和はするけれども、具体的な行政事業という働きかけはしないというような説明と受け取ったのですが、それは間違いないでしょうか。

○都市計画係長

はい。

今回地区計画の変更を行いまして緩和はするわけですが、市の施策としましては、また商工観光課なり、政策推進室で、緩和して呼び込んだその人の流れだとか、建物だとかをそれをまた商店街などの市街地に呼び込む施策というのを、別で検討しているところになります。

○委員

そうすると、先ほどの説明で具体的な行政上の働きかけ等はしないというふうに受け取ったのですが、そういうわけではなくてそういう事業は行うというところを踏まえて、既存の商店街に人流を作るといようなことですか。

○副市長

委員さんが先程おっしゃいました行政として働きかけをしないというふうな受け取り方ですが、どういところからそういう風に思われたのかちょっと不明ですが。

○委員

そういう説明という気がしたのですけども。

○会長

少し今整理します。

○副市長

あの、行政の働きかけといたしましては、当然にして、緩和をするからには、商店街を守らなければいけない、守るといいますか、商店街の活性化を図る施策は講じなければいけないわけでございます。

加茂市の商店街の構造というのは、駅前から新町まで続く、1.2、3キロの距離の県道の両側にアーケードを設置し、昭和50年代から今日まで整備を続けてきたわけです。

そこを利用して、町中を歩きたくなるようなまちにするということを目指しまして、ウォークアブルなまちづくりを目指していく、これを総合計画の中でもそのような位置付けにしております。

つまり、健康と経済効果みたいなものを合わせまして、まちづくりを進めていきたいというふうに考えておまして、そこにWiFiの整備ですとか、或いはこれからですけれども、まちをもうちょっと歩きやすくなるようなまちづくり、計画等も含めまして、図っていきたいというふうに考えているところでございます。

商店街の人流を作るということに十分意を用いて、これから総合計画に従いまして、まちづくりをしていかなければいけないなというふうに考えているところでございます。

○委員

そうしますと、最初の副市長のご挨拶の中で、閉鎖的なイメージの払拭というところがあったかと思うのですが、今回のこの改正、緩和する地区でいうと、おそらく大型店舗ってのはなかなか出づらな地域なんじゃないかなと、既存の施設であったり、建築物があるので、現実的にはなかなか難しいのではないかと考えております。

私、これは個人的な考えかもしれませんが、当初、加茂市は、そういった大型店等を排除するんだとのイメージが対外的にあったので、その部分について、そのイメージを払拭するというのが今回の目的であって、もちろんその商店街の活性化っていうのは並行してやっていくことだと思うんですが、この計画変更の一番の目的っていうのは、そこにあったんじゃないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○副市長

全くその通りでございます。

払拭するといいますのは、加茂市に大型店舗が入れないというようなイメージ、それは商業店舗だけに限らずですね、実は他の事業所につきましても、事業所は出づらな町だというイメージが、市外の方にはあるようございまして、そういったものを払拭しなければいけないということが、事の発端でございます。

○会長

ほかにいかがでございましょうか。ご質問ご意見等、取りまぜていかがでございますか。

○委員

この500平米を指定したとき、前市長さんから私も意見求められまして、既存の商店街を守り抜くためにどうしたらいいですかと。地区計画で商業施設の床面積を500平米までに規制しますけども、その方がいいですかと。

それがもし可能でしたら、そうしていただきたいというふうには私はお願いしたいのですが、皆さんの、こういう都市計画審議会の承認をとったかどうか分かりませんが、そういう条例が出たわけですね。まだ商店街としては、県内でも有数の商店街ですけども、それで消費人口が少ないとこでこういうふうな規制緩和をして、大きな売り場面積を持ったのが来るかも分からない、来ないかも分からない

いのに対して、こういう規制緩和をしていいのか。

現状加茂の消費者が困っているけども、皆さんが困っているわけじゃないですよ。ごく一部の人が困っているのであって、ないのは、加茂で充足できないのはみんなどこかで買います。

これだけモータリゼーションが発達していれば。

市役所の職員さんだってそうですよ。

加茂で忘年会をする職員さんもいらっしやいませんか。

○副市長

今コロナでなかなかできない。

○委員

いや3年前でも4年前でも、市内で忘年会や新年会をしたり、会合・飲食したりしているところあんまりないでしょう。

○建設課長

行っています。今はしてないですけど。

○委員

小売業というのは、加茂はそんなに大きい町じゃないのだから、このままやっていると商店街なくなってしまう。

新潟の古町だって然りですね、あれだけ金をかけていても復活しないのだから、新発田なんかも病院ができて、市役所ができて街の真ん中でしたけど、何にも良くなっていない。かえって悪くなっている。

活性化の基本的な総合計画の微笑み溢れる町づくりや笑顔あふれるまちづくり、基本的にはもっと違うことがあると思う。

今回の規制緩和するのだったら、もっと考えることがある。

これだけ加茂市のものとか、資源とか、史跡とかがあるのに、皆バラバラに作ってしまう。

その中で観光客を呼ぼうと、来てくれるお客さんを呼ぼうと、しかしみんな車で駐車場がないのに、どこでどうするんだとか、来るお客さんとか皆困っているんですよ。もっと基本的なことがあるべきだと思うのだけど。笑顔あふれるまちづくりだったら。

まして商店街っていうのは地域のコミュニティの場ですよ。

みんなが和やかに、お客さんとお店の主人と地域の人と和やかにお茶飲んだり買い物したり、する場所ですよ。多分、今大きいスーパーがぼんぼんぼんぼんできたとしてもあんなのコミュニティの場所じゃないです。

東地区をもっと考えてくれるのだったら、中心市街地を考えるのだったら、もっと強力な支援をもってきてくれないと。

だから、前の市長さんは、500平米って決めたけども、そのために補助金もつけてくれましたよ。

イベントのための補助金も。

そういうのがなくてただ、何ができるか分からないのに、ただ一生懸命やりましょうということじゃ商店街の人は絶対反対ですよ。

○委員

どこを緩和するというのを、何をめくろんで緩和しようというのが、鮮明に伝わらないというところがあるので、その企業を誘致したくて緩和するのか、商業施設を呼び込みがしたくてするのか。

○会長

今のはご意見ということですね。

ありがとうございます。

○副市長

確かに商店街の魅力っていうのをどう作っていくかというのは非常に大切なことだと思います。

規制の緩和が大型店舗を呼び込むためという、それが目的ではありません。

今まで通り規制している状態でいいのかというのが、事の発端でございます。

結局、来ようとする人たちを拒み続ける。そういうことで、町は活性化するのかと。

先程委員もおっしゃいましたが実際に500平米以上規制して、商店は減っていないか。

町の人流は、増えているのか、或いは変わらないのかということを考えると、それは守りの世界であって、決して新しい流れを作るとはちょっと思えないところがあるわけです。

商店街っていうのは当然にして、時代の流れとか、消費者ニーズによって変わっていかなければいけないものだと思うのです。

それは当然にしてモータリゼーションの発展とかで、郊外型の、或いはその高速道路のインターに近いところの、大型ショッピングセンターみたいなところが繁盛するのはもう当然なわけですよね。商店街というのは先ほど委員さんがおっしゃいましたように、コミュニケーションの場でもあります。

そして、各店舗が空き店舗が少なく、各店舗が営業しているということは、治安を維持する上でも非常に役立ちます。

そういう意味で、商店街の空き店舗をなくするというようなことや、所得を上げるということは、購買意欲につながる市民所得を上げるということは、すごく大事なことだと思います。

少子高齢化に対応する上でもですね。アンケートの話をもた、繰り返しますけれども、特に若者・子育て世代を中心に、やはり買い物が不便だという声がありました。

それは商店街というのは、例えばの話、今晚すきやきをしようと思っただけの場合、豆腐屋さんがあったり、肉屋さんがあったり、八百屋さんが身近にあるからそこで歩いて買い物ができるわけです。

空き店舗がないということは、すごく大事なことなわけです。歩いて買い物ができて、食材を用意できるということが、条件となります。

それに対して、1店でも、例えば肉屋さんがつぶれてしまったということになると、歩いて遠くの肉屋さんまで買い物に行こうという気にはなりません。

大型店舗ならばそこで肉や野菜や豆腐だつてあるわけで、買い物をすること考えれば、当然にして、商店街の個々の店舗は太刀打ちできない、品ぞろえの多さとか価格の面でもですね。

ですが、商店街はさっき言われましたように、コミュニケーションの場であるという側面があります。

その辺についてはですね、実際に、最近ですけれども、カフェができたりとかですね、そういう新しい動きが見えてきました。

それは外からやってきた方もいらっしゃいますし、今までいらっしゃった方が、新たな事業を展開したというようなこともあるかもしれません。

消費者の求めるもの、町を歩いて楽しいとか、買い物をすることだけに限らず、このご主人に会うとこんな蘊蓄が聞けるとかというのを楽しみしてやってくださる方もやはりいらっしゃるわけですし、そういうまちの魅力を作っていくように、行政の方も一生懸命頑張らなきゃいけないなというふうにご考えているところでございます。あくまでも規制するだけでは人の流れは変わっていかないのではないかなと考えたわけでございます。

○会長

今は当然、行政側の答弁ということでございますので、ほかにこれに関連するような事柄がありますでしょうか。

○委員

初めてなのでちょっと教えていただきたいのですが、一律に 3000 平米に規制緩和するのではなくて、一部だけを落としどころとして、間を取るとか、500 のままにするっていう方法もあると思います。それと、目的の共有というところが未来から見たときに、その加茂市がどういうまちになっていたらいいかというビジョンからぶれないことが大事かと思います。

そうしたときに先ほど委員さんからお話ありました、大型店舗ということを目指して行うのではないということも、皆さんと共有できるように、文書化しておいたほうがよいのではないかなと思います。

その時に、法律ですので、法律に明文化するのではなく、施行規則等の細やかな例集のところに、例えばですけれども商店街には大型店舗の誘致はしないとか、そういう注意事項を書いておけば、ご安心しながら、かつ富山の方だと、デイサービスと保育所が一緒になって、機能が、公共施設が建っているところもあります。それによってにぎわいは生み出されるっていうこともありますので、広いことイコール商業化ではないということを、事例から考えていく必要もあるかなと思います。

○会長

ありがとうございます。

大変貴重なご意見いただきました。

今の、どこの部分を言っているのかということで、事務局お願いします。

○建設課長

はい。

今回変更になる部分というのがですね、先ほどの資料の地図で言うと、第 1 号議案資料②、を見ていただいてよろしいでしょうか。

こちらの今回規制を 3000 平米に変えたいっていう部分は、赤いくくりで、この図面で 9 ヶ所、わかりますか。

これが信越線で、山手で、こちら須田側なんですけど、この赤い部分を、今現在は、500 平米っていう、床面積 500 平米というふうな規制がかかっておりまして、それを今回 3000 平米に緩和したいということです。

○委員

商店街というところは、おそらくこの資料の中でも、特にこの地区は、ちょっと留意して欲しいっていうことなのかなと理解したんですけども。

○委員

こういう 2 万 4000 人ぐらいのまちの消費人口ってのは、たかが知れてるわけですよ。

売上高にしても、結局小売業っていうのは人口比で、客数掛ける幾らです。

先ほど言ったように、消費者は今、一か所で満足しない、今副市長さんが言ったように一か所で満足しない場合は、もうこれだけ道路網もよくなれば、好きなどころに行きます。

自分が目的するところへ、こういうのを買いたいとか、こういうのが欲しいとか、例えば、お蕎麦が食べたいと言ったら、山古志の方に行ったり、小千谷だの十日町の方に行ったりしますから、だから、みんな目的があるわけですよ。

大きい町で、新潟市で大きくなればまた別ですけども人口はそこで皆満たせますでしょうけども、24000 人の町でどれだけ消費人口があるかということを見ると、そんなに商業面積を考えることが、規模を考えたりする、許可する面積を考えたりするものよりもっと違う方法があるんじゃないかと思います。

笑顔あふれるまちづくりを考える、総合計画のまちづくりを考えるのだったら、もっと市民が楽しくなければお客が来ないですから、そういうものをもっと作ればいいと思います。

売り場面積を広げただけでそれだけ効果あるかというとなんな効果がすぐあらわれません。

例えば、失礼な話ですけど私個人的な意見ですけども、例えば公民館とか資料館とかそんなのはみんなあっちにあったりこっちにあったりするわけですよ。

例えばの話大変教育長には申し訳ないですが、加茂小学校がね、今、生徒数が少ない。人数少ないのにあれだけの校舎があつて、半分以上空いているわけです。

ただ学校のために、教育ってのは大事ですけども、学校であれだけ、価値のある場所で空けておく価値があるかということです。田上だつてそうですけど小学校は山の上ですよ。

今加茂にはスクールバスがあるわけですから、ちょっとくらい遠くにいったって、スクールバスで出迎えすれば済むわけですから、あそこに雪椿祭り、加茂まつりとかこのぼりのとき、車の渋滞だけでも大変なんです。

例えばほんとに個人的な意見ですけど、加茂小学校の敷地、あれだけ大きいところに、民俗資料館や公民館をみんなそこにいれちゃえばいい、民俗資料館も公民館もみんな古くなっているわけだから。

以上です。

○会長

ありがとうございます。また学校関係等につきましてまた別の審議会ございますので、そちらの方で今審議を深めている最中でございますが、今のご意見として賜りたいと思います。

元に戻したいと思いますがご質問ご意見を取り混ぜてお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員

今、様々な意見が出ておりますが、私は今までの自分の経験上を、このハードの整備と、まちづくりがかなり密接に関係しているということは本当に体感してきています。

副市長がおっしゃっているのは、ハードを少し緩和しましょう。

そして、まちづくりっていうのはハードというかソフトなので、ソフトの面でこ入れをしていきたいと思いますってことだと、お話を聞いて理解をしました。

商店街のことは私もいろんなところで、まちづくりを拝見してきていますので、自分も関わってきたこともありますから、おっしゃっていることは大変共感できます。

まさに私も西地区の人間なので、西小学校の問題があつてコミュニティがなくなるっていうことに対する、脅威っていうのは、大変本当に共感ができる場所なんです。町全体の経営を、加茂市の経営をしていくっていうところの視点に立って、先ほど他の委員がおっしゃったように、やっぱり将来的にどうなっていくといいかっていうビジョンを守った上で、審議するのが大事なのかなと、今、感じています。

加茂市全体の経営をしていく、将来的に今、大きい商業施設を、私個人的には大きな商業施設ができることは反対です。

加茂市も、今のこの景色がなくなってしまうということに対して、個人的には反対ですが、今の人たちがどう感じているかっていうことも大切なんですけれども、10年後20年後に、子育てをしているであろう人達とか、今の子供たちが、どういうふうなまちを望むだろうかっていうところを、ちょっとビジョンを持ちながら検討していくことが大事なのかなと思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

今のご意見の中にはですね、やっぱりビジョンというのは大事であるというふうに今承りました。何か今のご発言に関連して事務局ありますか。

○建設課長

今、ビジョンのお話もいろいろお伺いし、たしかにそうだなというふうには思いました。都市計画を計画する上で、これからの、それこそ都市計画を10年後20年後っていう考え方をしている中で、先ほども副市長もおっしゃいましたが、今、規制された状態の中で、ビジョンを立てているのか、それとも規制を緩和した中で、ビジョンを立てていくのかという判断になる、なるうかと思えます。

委員の方からは、施策がバラバラだというふうにお話を伺いましたが、このたびその総合計画という形で、一本の柱ができたわけです。その中にも、都市計画でいうとマスタープランを作っていくということもうたっておりますので、そういうマスタープランという計画の中で、そのビジョンというのが示されていくのかなというふうに思えます。

500平米でビジョンを作るのか、規制を緩和された中で、ビジョンを作っていくのかということの判断にならうかと思えます。

○委員

説明がちよっと誤解を招くかなと思いたしたので。

かといって今の審議に反対しているっていう意味ではありませんので。

いろいろ詳しく聞いた上でビジョンを総合して、皆さんが納得できるところがあるのかなと思いました。

反対って言っているわけではないです。

○会長

わかりました。

ありがとうございます。ではマスタープランの説明を。

○都市計画係長

マスタープランのお話をさせていただきたいと思えます。加茂市のマスタープランっていうのは、都市計画の簡単に言うと20年後の将来像を作るイメージになりまして、先ほども少し都市計画の説明の中でしましたが、都市計画の中で道路だとか、公園だとか、広く考えると学校施設公共施設、そこも含めまして、20年後どういう形をとった方がいいだろうかという形をわかりやすく文章化なり表なり、図形なりで示した形で、これからの加茂市の将来像を作っていくのが、マスタープランという形になります。

スケジュールとしましては、今年度、その策定に向けた勉強会を開いていまして、それは職員が中心になるんですけども、そういう都市計画に精通した方からご教示いただきまして、その策定に向けた職員の意識というか勉強をした中で、なるべくコストのかからないというか、将来的なところももちろんそのコンサルに任せっきりの形ではなくて、加茂市独自の、その将来ビジョンを作るために今勉強会を開いている最中でありまして、令和5年6年でマスタープランの案を作って、加茂市全体のビジョンがあり、加茂の中でも、例えば須田だとか、市街地地区もありますし、西地区もありますし、例えば下条地区、七谷地区なんかもありますけども、そういった地区を絞った中で、その地区ごとの目標を、そういった将来像を考えた中で、それに向けてどうやっていけるかまで盛り込む、というようなつもりで考えております。

それを5年6年に策定の形をさせていただいて、その中でまた、何度かこういう都市計画審議会の中で、その案を示させてもらって、ご意見をいただき、策定していきたいということがマスタープランの話になります。

○会長

はい。

今マスタープランの概要について事務局の話がありました。

この将来像を明確にしていって欲しいと。

そういった上でこの今日の審議を深めていきたいという、そういうふうな考えになると思いますので、そういった視点でまたご意見等いただければと思いますがいかがでございましょうか。

○委員

総合計画が昨年できたわけですね。

今言っているビジョンっていうのは何ですか。

○副市長

マスタープランの説明が唐突になってしまいましたけれども、通常、他市町村の中でもあるのですけれども、総合計画が一番上位の計画でございます。

その下に、どちらかという両輪をなすというような形、位置付けなんですけれども、都市計画のマスタープランというものを各市町村持っております。

加茂市は、ここずっと、そのマスタープランを作成しておりませんでした。

で、総合計画は作りましたけれども、まちづくりの中の、ハード部門といいますか、公共施設ですとか、道路ですとか、河川とかっていうインフラ整備みたいなものも含めまして、そういったものの計画をどういうふうにするかというものが、本来ならば、存在しなければいけなかった、それを加茂市はずっと作っておりませんでした。

そのマスタープランづくりをやらなければいけないということで、担当も申し上げましたように、金太郎飴みたいなマスタープランを作ったのでは全く意味がないという話で、まずは庁内で、これはもう各課横断的な考え方をまとめていかなければいけないので、各課から、勉強会に参加してもらって人間を募りまして、勉強会をやります。

具体的に申し上げますと、つい先日、長岡技科大の中出文平教授、今名誉教授になっておりますけれども、先生からおいでいただきまして、今後、7回の予定で、各課から出てきた人間が、プランを作るための勉強会を始めました。

それで今までの都市計画といいますと、市街化区域をどうするかみたいなことを考えておりましたが、先ほど申し上げましたように七谷があり、須田があり、下条があり、旧市街地があるわけございまして、それぞれその地域の特性に応じた計画ビジョンを作っていかなければ意味がないと、ということもあわせてですね、そういうビジョンづくりに入った、入り始めたというところでございます。

○委員

そうすると、そのビジョンって何かっていうところで、ビジョンが決まってないっていう話になると、堂々めぐりになると思うんですけど。

ビジョンが、つまりはマスタープランが2年間の期間を経て作成されて総合計画、ソフトの部分とハードの部分分けるとすれば総合計画としてのそのソフトができ上がったけれどもハードができていない中で、今回のこの計画変更っていうのは、どこをもって目的としたらいいのかっていうのが、改めて今の説明で分からなくなったのですが。

○副市長

本来ならばそのマスタープランが同時並行的に、或いは今までのものがあれば、その修正をかけるべきところだったのでしょうけれども、まずはその総合計画を作りましょうということとなりました。そして総合計画の中で一つのビジョンができ上がって、その中でやっぱり、ハードの部分のビジョンはでき上がっておりませんけれども、人流を作らなきゃいけない。

ということは、このままの状態でもいいということは、どの話からも出てこなかったということからですね、やはり、規制を緩和していくということが大事なんじゃないかなと。

ビジョンに関連して、マスタープランという話をいたしましたけれども、そこの結果をもって、ま

ちづくりをし、10年20年先のまちづくりをしていくわけですが、でも今それが待てないものから、まずはこういう形で少し規制を緩和していこうということでございます。

○会長

はい。

話がいろいろ錯綜してきておりますが、こちらの方も整理したいなと思いますので、10分ぐらい、この時計で40分まで、ちょっと休憩取りたいと思います。

すいません。

(休憩)

○会長

やはり、思いを聞かしていただく中で、そのあとなかなか収束というふうにはいかないのですけれども、やはりどこでも採決していかなきゃなりませんので、そこはご了承願いたいなと思っておるところでございます。

忌憚のないご意見なり感想なりをそれぞれのお立場の方から少し聞かせていただければありがたいなと思うのですがいかがでございましょうか。

○委員

前市長さんの時からですが、やはり加茂市は、山があり、果樹園があり、川もあり、まちもあり…ですので、猿毛山の話があった…猿毛山が削られるという時があったんですよね。その時に、景観条例を作って、あそこを守ったり、七谷のところに、建築資材の場所にしたいという時があったのも、皆さんで相談して、そこもなしにして、自然を守りましょうということでやってきましたし、大型店の時は、反対もありました。

やはり、大型店を呼ぶことは大事だから、もう少し大きい商店、原信が出る予定地もありましたし、ウオロクが出る予定地もあったんですけど3000平米ぐらいないとやっぱり大型店は出られない。田んぼを全部所有している人たちは貸しましょうというところまでいったんですけども、500っていうのに縛られまして、とても出せないということで、中止になったのがあるのですが、やはりそれは商業地域の加茂市の一番いいところは、雁木がみな整備されましたね。

そして今、両方両面交通になりましたね。マスカガミのところまでは、そうなってくると、あそこの雁木通りを何気なく市外の人たちは1回来て、歩いてみるとすごくいいっていうんですよね。加茂を、ああいうふうに残してくれていくっていうことは大事だね、というのもあるわけですね。

ですから、全部が全部3000を見ていたときに、私も全部が全部3000平米にこだわらなくても、やはり一部はそういうふうにやっていかないとこれから、加茂が発展もしませんし、笑顔もあふれなくなりますし、やっぱり、総合計画のところの、前市長さんは日本一の福祉のまちということでやってきました。

それが笑顔溢れる加茂市ということになると、そこら辺のあたりもしっかりと受けとめて、やっぱり、20年後のことを考えて、今育っている子供たちがどういうふうなのが一番いいのか、若い人の意見も聞きながら、私は、急いでこれを全部認めるのではなく、一つずつ、やっぱり考えていった方がいいかなと思って、いや、見せていただいて、今日出席させていただきました。

やっぱり、全部が全部これでいいということではないと思いますので皆さんが、やっぱりここはこういうふうに変えていけばいいしここはこういうふうに変えていけばいい、法律に沿ったもので、変えられるものは変えていって、いや加茂市の20年後のいいところはちゃんと残していけたらいいなと思っております。

○会長

ありがとうございます。

何か思いがこう積み重なったようなご意見いただきました。

○委員

私らの子供の頃は、兄弟は最低でも4人、あるいは8人、10人、12人といました。

今はないんですよ。子どもらが、その辺歩いているのは、珍しい。

それで、私は総合計画の中でですね、子供を産み育てる。

例えば 加茂病院。

去年も、今年もそうです。誰も産んでない。

これは、色々ありますが、先生（医師）がいない。病室があっても、いくら立派な子供の部屋があっても、先生がいなくては子供が産めない。出産するのに加茂に帰ってくるが、子どもが産めなくて三条の病院に行く。まず、子どもを産んで育てやすいまちをつくってもらう。

総合計画と都市計画という、商業が中心となるのでしょうけど、やはり加茂で産んで、育ててよかつた、そう言われるように、これを一つ考えていただきたい。

それからもう一つですね、さっき地域というような話がありましたが、今年4月1日から、西小学校が石川小学校に統合されてですね、石川小学校は加茂地域、加茂地区で一番古いんですよ。26年3月でした。加茂小学校は、7月、6月でしたか、できたのが…大昌寺にできている。西小学校は下条の分校として、立ち上がったんですね。

それはそれとして、この地域、わずか300ちょっとの世帯数だと思います。23、24、25区、私らの子供の頃は300人近くいたんですよ。

住寺堀に北町なんてところができましたから、77～世帯ありますが、若干増えたけど、ところが、今年統合されて、石川小学校来た。

学校があったからこそ、あの一带に医者もいたし、文房具屋、薬局もあったし、造船所もありましたよ。

ところが、学校がなくなったら、あの地域はどうなるのか。

もうほぼ衰退していくと…そのようなところを、こういう人たちをどうやって救っていくのかということがやはり都市計画の中で、非常に大事なことはないだろうか、こう思っております。

○会長

ありがとうございます。

町のまちづくり区長さんからですね、やはり直接的な現場の話みたいなのが伺えたかと思いません。

ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。

○委員

はい。

今のお話現状をとでもとらえていらっしゃるなど思いながら伺っておりました。

横浜市の方では無子高齢化の地域が出てきていると、子供のいない高齢化の地域が出てきているというお話も出ております。

そうした場合に、廃校コミュニティとしてどうやって生き返らせるかということで、新潟県内でいくと、村上市の方に廃校レストランにして、地域にお金が落ちる仕組みを作っているところもあります。

また先ほど商店街のよさを生かしながらっていうところでいきますと、秋葉区の小須戸の方で、南区でしょうかね、アーティストを海外から呼んできてそこに住んで一定期間住んでいただいて、観光の場所にするってような取り組みがありますので、外側を変えるだけではなくて優先順位として他にも、そのソフトの部分でどういう取り組みができるのかということを検討していければいいのかなと思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

なかなか外からの視点といいますか、大事な部分だろうと思います。

何かマスタープランの何かこうアウトラインがちょっとずつこう見えるようなそんなふうなご意見いただいたかと思えますいかがでございましょうかね。

他いかがでございましょうか。

○委員

今の話にもありました。

都市計画マスタープランということで、ハード面の方整えていくということだったと思います。

公共施設や道路、学校などもその中に全部含まれるんではないかなと思います。

そうなったときに、今回の 3000 m²の変更は、店舗等というところに限っての、変更だったかと思えます。

まず、そのあたりもちょっと考えていただいて、それから五十嵐副市長さんの話にも、再三出てきましたけれども、閉鎖的なイメージを払拭するんだと。

大型店を呼び込むためではないということだったんですけども、その店舗等に限ったところの変更点、それから 3000 平米で統一されているってところを、何を目的とした緩和なのかということ、やはり今一度ここはちょっと考えていただきたいです。

やっぱりこう考えて、それで、よりよく加茂市がより良くなっていく改正であればもちろんこれは万々歳でございまして、さらに、そこにマスタープランで、それ以外の部分等、道路ですとか、他の公共施設、そして学校、商店街それらも、計画をどんどん詰めていっていただいて、両方が、最近よく言われる言葉ですけど、ウインウインになるような改正であればいいなというふうに考えております。

実際店舗がどのくらい入ってきて、どのように変わっていくのかというのは、そうしてみないと、実際のところはわからないとは思いますが、私個人的に、どこだということはないのですけれども、その辺のものも全部含めて何か考えていただきたいなというふうに思いました。

ぜひ学校の方をマスタープランの策定に関連して入れていただいて、いろんな自由な発想で考えていけたらなというふうに思っておりまして期待しております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。マスタープランに期待を込めるというふうな力強いご意見だったかと思えます。

あといかがでございましょうか。

○委員

はい。

先ほど私が申し上げたことは、私も住民の 1 人として、かなり思いも入ってしまうといったところもあるんですけど、ドライに、加茂市の経営ということを考えてときに、私はこの変更はした方がいいのかなというふうに個人的には思っています。

それは休憩時間中に、委員もおっしゃっていたのですが、やっぱり外に対するメッセージとして、加茂市は、今市長が代わって、全部外向きが変わったように、前の市長さんが悪いって言っているわけではないんですけど、いろんな意味で変わってきたよね、元気になってきたよねというふうに、私も言われますし、私もどちらかということ、働く場所が外なので、外から見ても本当にそう思います。

そういう意味では伸ばしていった方がいいと思いますし、これを今、数字を変えたところで、直ちに商店街に何かしら起こるとか、そういう、その程度の変更ではないと思うので、それをまず一つの外側に対するメッセージとして、副市長がおっしゃっていることは、ありかなしかと言ったらありなのではないかと思っています。

商店街さんのことだけ考えるとそうですけど、七谷、西地区、須田という農業地のことを考えたときに、大型店舗の多くは、私たちが想像する大型店舗は、スーパーマーケットだったり、ドラッグストアだったりしますけれども、いろんな側面から、農業地のことだったり、または観光だったり、いろんなことを考えたときに、大型店舗も、私が想像するだけの大型店舗じゃなくて、いろんな業種のいろんな職種のものがありますし、まちづくりに長けている企業さんというのはいっぱいあります。

私も立場上全国のいろんな企業さんからご相談いただくことあるんですが、大型店舗のイオンモールさんもですね、今まで大きい商業施設をどんと作って、いっとき儲けるというようなビジネスモデルを自分たちはしてきたけれども、これからはもっとその地域に寄り添った地元の人たちの、糧になるようなことをしていかなきゃいけないっていうのを、思っています。それはコロナを経て、なおさらそういうふうに使われているところもあるんですけども。

なので、一概に大型店舗さんが悪いというふうには私は思っていないので、そういう大きな資本が入ってきて、加茂市を盛り上げてくれるっていうことが、必要な側面も大いにあると思っていますので、この今回の審議に関して、私個人の結論で言えば、この変更はした方がいいのかなというふうに思っているのですが、ただやっぱり心配なのはそのコミュニティのあり方ですとか、あとは景観が変わってしまうっていうことですか、人流が変わるっていうことですので、そこをやっぱりきちんとソフトの面を今と同じに保つことは、いずれにしても無理なので、ソフト面できちんと構築していくっていうことを、市がマスタープランなり、いろんな施策の中で、きちんと担保していく。

それを私たちはきちんとチェックしていくっていうのが必要なかなっていうことと、移住や定住を含めて、今いる方たちの交流と、外からもっと広い視点で、おそらく海外の人も含めた交流人口の創出っていうのが本格的に始まっていくと思いますので、そういうところも総合的に見て、交流人口を大きく増やしていくっていう視点が必要なのかなと思います。

あとは、そういう心配のところについては、ぜひ今日滝沢さんと森山さんもいらっしゃいますので条例でカバーできるところは、条例でカバーしていくっていう方針も必要かなと思います。

特に私、個人的に、加茂市の魅力の一つに、風景っていうのは大きくあると思っているんですけども、それが大きく損なわれてしまうようなところを、条例でカバーしていくようなことがあってもいいと思います。

以上です。

○会長

はい。

ありがとうございます。

先を見通したとかそういうご意見をいただきまして、ありがとうございます。

何か付帯事項が付きそうな感じなんですけども。

他の委員お願いします。

○委員

マスタープランを作成と言ったけども、それは総合的なことだと思うのだけども、人口減少が日本全国、北海道の宗谷岬から沖縄の人口まで減っている状況でその人口減というのを見越して、マスタープランをつくっているのか？

○都市計画係長

そうなる予定です。

○委員

外国人を特殊技能者として雇用するようなことを含めるのか。
そういうことを考えてやっているのか。

○副市長

マスタープランはそこまでその外国人をどういうふうに対処かというところまで触れるような内容ではないわけです。
都市計画的な整備の話・・・

○委員

そうすると、加茂でさっきから言っているように、（人口が）今2万4000人しかいないのがあと5年後になると2万3000人になることも言いすぎではないかも知れない。
もう後期高齢者はもう今60%ぐらいのわけだから。
子供が100人も生まれません。
その中で、どうしたら加茂の財政を保てるかという、行政のサービスを小さくしていくかという、行政サービスを施策するかってこと考えれば、行政は、小売業とは違って、最大のサービス産業、市民、住民に対する・・・おれはそう思う。
先を考えるとコロナで3年間、右往左往しており、工業者も商業者も、明日潰れるかも知れない人がいっぱいいる。そういうのを考えたら、行政が何かもっとやるべきことはあると思う。
こんな500平米は問題ではない。
現実・・・市外にアピールする。これは商業者のためのサービスだと思う。

○副市長

それは消費者のためでもありますよ。
ただし、それを車で行かなくても行ける範囲にもってくるということも大事。
だからあくまでも住民のことだけを考えればそうですけども、先ほど他の委員さんが言われた通り、交流人口、関係人口みたいなものをふやすことによって、消費を増やしていかなくちゃダメなわけですね。

○委員

500とは関係ない話ではないか。

○副市長

ですが、そういう人の流れを変えていくということが大事で・・・今まで通り500平米規制しとけばいいという考えで、本当に町は動き出すのかという・・・。

○委員

動かせばいい。

○副市長

それは、なかなか難しいことですよ。

○委員

さっき他の委員さんが言ったように、商業者のための政策である。

○副市長

それは外から入ってくる商業者のためだけだということですね。必ずしもそうとは言えないのではないですか。

○委員

それが全地域に共通している。

○副市長

全地域というのはいかがでしょうか。これは、中心商店街は外れているわけですよ。

○委員

それから、都市計画地区計画の変更について加茂市決定となっているのは、市が決定したのか。

○都市計画係長

県の決定ではなくて、加茂市で決定する変更になりますよという意味合いです。

○会長

いろんな意見等が出てくるわけですが、まだあと一、二あれば、いかがですか。

○委員

まず3000平米っていうその数字なんですけれども、これは旧大店法から大店立地法に改正になった時の旧大店法の基準の中にあった3000平米ということで間違いないですよ。

○副市長

そういうことです。

○委員

もう一つは、さっきも私ちょっと言いましたけれども、現実的には、今回のこの緩和によって出店できるという可能性は、かなり少ないというところにあるのかなと思うのですが、違いますか。

○都市計画係長

今委員さんがおっしゃる場所については、一部のところに関しましては、確かにいろんな建物が建っていて、なかなか立てにくい地区っていうのは、あるかと思うのですが、全体を見ていただいた地域の中に、まだまだ田んぼをやってらっしゃるところもありますし、更地になっているところもありますし、今使われてない例えば工場になっているところがたくさんございますので、そういうところをチャンスがあれば、そこに新たなものを建てたり、貸すとか売るとかを今までできなかったところは当然にしてたくさんありますので、そういうところは是非活用していただいて、土地の有効利用をしていただきたいというのが、今回の変更になりますので、あとは市のことを考えれば当然にして、建物が建てられれば税金は入ってきますし、そこで例えば販売業があれば、雇用も生まれますので、そういうことも一部頭に入れた変更ではあります。

○委員

それであればなおさらですけれども、やはり先ほど来、商店街の皆様からの心配の声っていうのは、かなりあるわけで、それに対して行政事業としても、市、施策を整えていくと。

その総合計画に合致したようなソフト事業が中心となりますが、それをやっていくという話ですから、そこも明確にした方がいいと思うんですね。

おそらく、ここで審議する中で、つまるところ出てくるのが既存のところと新規のところのせめぎ

合いがどうなってくるんだろうということなので、そこについて既存のところに対しての、その価値の向上についての行政事業っていうところもあわせて、ご提示いただけると、より審議はしやすいんじゃないかなと思いました。
以上です。

○建設課長

今回、都市計画審議会ということで、どうしても都市計画、地区計画の緩和がメインでお話させてもらっておりまして、例えば商店街の人流を呼び込むとか、そういうところの資料については、今回用意をしていないのですが、過去3回商店街の方で説明会させていただいたり、その前は2回程意見交換会とかをさせてもらっておりますけど、その時は建設課、その他横断的に各課の職員から来てもらって、そういう人流を呼び込むという、説明をさせていただいております。
どうしても今回、都市計画審議会ということで、我々が主体となって説明をさせてもらっておりますので、その辺がちょっと至らなかったと思いますけども、さっき副市長もいいましたが、我々も何とかやっぱり商店街の方に目を向けたいと言うことは、この場では言わせていただきたいです。市全体としてはですね、私が市全体のことをいうのもなんですけど、商店街の東地区の方も含めてですね、施策を考えております。

○委員

最後に、私は民間側としてかなり中心市街地の活性化っていうところも、いろんな方と一緒にやっております。

その中で、特に教育機関の皆様から、この地域の中心市街地の可能性っていうのは言われていて、そこはぜひ、私も注力したいし、行政としても、民間との協力関係のもとで、そこについても、本当に注目していただくといいところだけは本当にお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

時間がなくなってきましたが、方向性は決めなければならないかと思ひます。

今日の事務局からの提案について方向性を決めたいと思ひますので、今日の提案につきまして、承認の決をとっていきたいと思ひのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○会長

はい、挙手で進めたいと思ひますがよろしいですか。

○委員

棄権はありますでしょうか。

○会長

挙手で決めます。棄権等については自己判断で願ひしたいと思ひます。

よろしく願ひします。

まず、この事務局側からの変更提案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

反対の方の挙手を求めます。

(挙手)

○会長

それでは結果についてお話申し上げます。

賛成 8、反対 2 棄権 3 ということです。

もう一度申し上げます。

賛成 8、反対 2 棄権 3 ということで、事務局の提案について、可決されたということにより、よろしくお願い申し上げます。

なお、答申についてはですね。

この後文書整えますので、よろしくお願いしたいと思います。

準備をしますので、4時20分まで、すいません休憩という形で、よろしくお願い致します。

答申は後日…

○都市計画係長

時間が押ししており大変申し訳ございません。先ほど決をいただきました答申につきましては、後日こちらでご用意させていただきます。よろしくお願い致します。

○会長

司会不慣れで申し訳ございませんでした。

進行が遅れたことについて、勘弁していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副市長

また今ほど出ましたご意見というのは、私どもも深く受けとめまして、それが全会一致ではないということを重々肝に銘じて、これからの手続きにあたりたいと思っております。

本当にどうもありがとうございました。

○建設課長

それでは以上をもちまして、第38回加茂市都市計画審議会を閉会いたします。

なお、本日の日当、費用弁償等は後日、口座振替にてお支払いいたします。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。